

香川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

1. 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
2. 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
3. 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
4. その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の協議により行うことができる。

(その他)

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 6月 9日から施行する。

本規約は、平成27年 5月28日に一部変更する。(別表)

本規約は、平成28年 5月19日に一部変更する。(別表)

本規約は、令和 4年10月31日に一部変更する。(別表)

香川県道路メンテナンス会議名簿

令和4年10月31日改正

	所 属	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
副会長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所 副所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
事務局	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	
	香川県土木部道路課	